合成樹脂加工品	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　容量（湯を入れるものに限る。） 四　取扱い上の注意
湯たんぽ	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　取扱い上の注意
可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く。以下同じ。）	

（遵守事項）

第二条　前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者は、次の事項を遵守するものとする。

一　原料として使用する合成樹脂（以下「原料樹脂」という。）の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる原料樹脂の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。二種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記すること。二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記すること。

原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語
エチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリエチレン
プロピレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリプロピレン
塩化ビニルを主成分として重合した合成樹脂	塩化ビニル樹脂
フェノール類とホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	フェノール樹脂
ユリアとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	ユリア樹脂
メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	メラミン樹脂
多価アルコール類と不飽和多塩基酸類との縮合物を主成分とする合成樹脂	不飽和ポリエステル樹脂
スチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリスチレン
	スチロール樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	AS樹脂
スチレンとアクリロニトリルとブタジエンを主成分として共重合した合成樹脂	ABS樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
	アクリル樹脂
ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	ポリカーボネート
主鎖にエーテル結合を持つ合成樹脂	ポリアセタール
主鎖にアミド結合を持つ合成樹脂	ポリアミド
	ナイロン

ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルムの袋（フィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。以下同じ。）	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐冷温度 三　寸法 四　枚数 五　取扱い上の注意
食事用、食卓用又は台所用の器具	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　耐冷温度 四　容量 五　取扱い上の注意
ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等（椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く。以下「台所用容器等」という。）	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　耐冷温度 四　容量 五　取扱い上の注意
まな板	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　寸法 四　取扱い上の注意
製氷用器具	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐冷温度 三　取扱い上の注意
椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器（以下「皿等」という。）	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　取扱い上の注意
その他のもの（以下「食事用の器具等」という。）	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度
盆	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　取扱い上の注意
水筒	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度 三　容量 四　取扱い上の注意
籠	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　取扱い上の注意
たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	一　原料として使用する合成樹脂の種類 二　耐熱温度（浴槽蓋に限る。） 三　耐冷温度（バケツに限る。） 四　寸法（浴槽蓋に限る。） 五　容量（たらい及びバケツに限る。） 六　取扱い上の注意